

環境省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

一	国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
二	環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）	2
三	独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）	7

一 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2～4 （略）

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 （略）

（内部部局の職）

第二十一条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2・3 （略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くときも、同様とする。

5 （略）

二 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（抄）

（大臣官房の所掌事務）

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七 （略）

二十八 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（他局の所掌に屬するものを除く。）。

二十九 環境の保全に關する關係行政機關の事務の調整に關すること（他局の所掌に屬するものを除く。）。

三十～四十一 （略）

四十二 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの總括に關すること。

イ 環境の保全上の支障を防止するための經濟的措置に關し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二條に定めるところにより行う事務に關すること。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に關すること。

ハ 事業者及び國民の環境の保全に關する理解の増進に關すること。

ニ 事業者、國民又はこれらの者の組織する民間の団体（第十八條において「事業者等」という。）が自發的に行う環境の保全に關する活動の促進に關すること。

ホ 環境の保全に關する研究並びに技術の開発及び普及に關すること。

ヘ 環境の保全に關する地方公共団体との連絡に關すること。

四十三 （略）

四十四 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に關すること。

四十五～四十六 （略）

四十七 前各号に掲げるもののほか、環境省の所掌事務で他の所掌に屬しないものに関する事。

2 （略）

(政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官)

第十一条 大臣官房に、政策立案総括審議官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官五人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 政策立案総括審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する合理的な根拠に基づき政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

3 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、環境省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(総合政策課の所掌事務)

第十六条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境省の所掌事務に関する総合調整に関すること(環境省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に係るものに限る。)

二 環境省の行政の考査に関すること。

三 国立研究開発法人審議会の庶務に関すること。

四 環境調査研修所の業務に関すること(環境保健部の所掌に属するものを除く。)

五 環境省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

六 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。)

七 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること(他局並びに環境保健部並びに環境計画課及び環境経済課の所掌に属するものを除く。)

八 地球環境保全等に関する関係行政機関(試験研究機関に限る。)の経費の見積りの方針の調整に関すること。

九 地球環境保全等に関する関係行政機関の試験研究機関の経費及び関係行政機関の試験研究委託費の配分計画に関すること(地球環境局の

所掌に属するものを除く。)

十 環境省の所掌事務に関する研究並びに技術の開発及び普及に関する事務の総括に関する事。

十一 大臣官房の所掌事務(環境保健部並びに秘書課、総務課及び会計課の所掌に属するものを除く。)に関する基本的かつ総合的な政策の総括に関する事。

十二 国立研究開発法人国立環境研究所の業務に関する事。

十三 独立行政法人環境再生保全機構及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の組織及び運営一般に関する事。

十四 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関する事並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定及び当該観点からの規制等に関する事(他局並びに環境保健部並びに環境計画課、環境経済課及び環境影響評価課の所掌に属するものを除く。)

十五 環境省設置法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事。

(環境経済課の所掌事務)

第十八条 環境経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関する事(事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの(他局の所掌に属するものを除く。)に限る。)

三 公害の防止のための事業に要する費用の事業者負担に関する制度に関する事。

四 次に掲げる事務のうち環境省の所掌に係るものの総括に関する事。

イ 環境の保全上の支障を防止するための経済的措施に関し、環境基本法第二十二條に定めるところにより行う事務に関する事。

ロ 環境への負荷の低減に資する製品その他の物及び役務の利用の促進に関する事。

ハ 事業者及び国民の環境の保全に関する理解の増進に関する事。

二 事業者等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に関すること。

五 独立行政法人環境再生保全機構の行う独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）第十条第一項第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、専ら環境の保全を目的とする事務及び事業に関すること並びにその目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる事務及び事業に関する環境の保全の観点からの基準等の策定に関すること（事業者等が自ら行う環境への負荷の低減のための取組の促進に係るもの（他局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

（水環境課の所掌事務）

第三十二条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～八 （略）

九 前各号に掲げるもののほか、第五条第十五号に掲げる事務のうち環境の構成要素としての水（水底の底質を含み、地下水を除く。）に係るもの

（国立公園課の所掌事務）

第三十七条 国立公園課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。

（環境再生・資源循環局に置く課等）

第四十条 環境再生・資源循環局に、次の三課及び参事官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

総務課

廃棄物適正処理推進課

廃棄物規制課

(総務課の所掌事務)

第四十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜三 (略)

四 廃棄物の排出の抑制及び適正な処理に関すること（廃棄物の再生に係るもの（廃棄物処理法の施行に関すること、独立行政法人環境再生保全機構の行う業務に関すること並びに中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵・環境安全事業株式会社（平成十五年法律第四十四号）第七条第一項第一号から第四号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務に関することを除く。）に限る。）。

五〜八 (略)

附 則

1〜3 (略)

(環境再生・資源循環局参事官の設置期間の特例)

4 第四十条の参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものを除く。）のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

5 第四十条の参事官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

6 (略)

三 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 環境の保全を通じて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する活動であつて次に掲げるものに対し、助成金の交付を行うこと。

イ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体（民間の発意に基づき活動を行う営利を目的としない法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。）による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ロ 外国に主たる事務所を有する民間団体による開発途上地域における環境の保全を図るための活動で、その開発途上地域の現地において事業を実施するものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

ハ 日本国内に主たる事務所を有する民間団体による日本国内においてその環境の保全を図るための活動で、広範な国民の参加を得て行われるものであることその他の政令で定める要件に該当するもの

四 前号に規定する活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。

五〇十一 （略）

2 （略）